様式第八号の二（第二十九条及び第二十九条の三関係）

□健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届・厚生年金保険70歳以上被用者不該当届

様式コード2201

1. 個人番号

10. 被保険者氏名

フリガナ（カタカナ）

12. 生年月日
（大正 昭和 平成 令和）　年　月　日

17. 社会保険事業所整理記号

18. 社会保険事業所番号

19. 社会保険被保険者整理番号

20. 基礎年金番号（個人番号を記入した場合は、記入は不要です。）

21. 社会保険喪失年月日
元号　年　月　日
（5 昭和 7 平成 9 令和）

22. 社会保険喪失原因
4 退職等（令和　年　月　日退職等）
5 死亡（令和　年　月　日死亡）
7 75歳到達（健康保険のみ喪失）
9 障害認定（健康保険のみ喪失）
11 社会保障協定
12 特定減額特例対象者の任意喪失

23. 備考
該当する項目を○で囲んでください。
1 二以上事業所勤務者の喪失
2 退職後の継続再雇用者の喪失
3 その他（　　）

24. 資格確認書回収
添付　　枚
返不能　　枚
※資格確認書を回収できない場合は、必ず「資格確認書回収不能届」をご提出ください。

25. 70歳以上不該当
（チェックを入れて、退職日または死亡日を記入してください）
元号　年　月　日
（5 昭和 7 平成 9 令和）

35. 事業所名称

令和　年　月　日提出

住所 〒
事業主 氏名
電話番号

社会保険労務士記載欄		氏名

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２ この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。